

青森県報

号外第七十六号

平成二十二年
九月二十九日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (みらい課) ……

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考一の2中「第七十八条第二項第一号、第九十二条第一項及び」を「第七十八条第一項、第二項第一号並びに同項第二号及び第三号（これらの規定中地方税法第三百四十四条の七第一項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）、第九十二条第一項並びに」に改め、「第四十一条の十九の二第一項」の下に、「第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項」を加える。
第十号様式中「・器皿」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定慢性疾患医療の給付に係る青森県児童福祉法施行細則第八条第二項に規定する特定慢性疾患医療納入金の額について適用し、同日前に行われた特定慢性疾患医療の給付に係る同項に規定する特定慢性疾患医療納入金の額については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭